- 1 令和3年度決算について
- 2 地域学校協働活動について
 - (1) コミュニティ・スクールと次世代育成委員について
 - (2) 青少年育成地区委員会について
 - (3) 部活動の地域移行について
- 3 社会教育施策について
 - (1) 生涯学習について
 - (2) 社会教育と学校について
 - (3) その他
- 4 誰もが安心して暮らせるまちづくりについて
 - (1) 犯罪予防と犯罪被害者支援の取組みについて
 - (2) 子どもを性暴力から守ることについて

○斉藤委員 令和4年第3回決算特別委員会にて、立憲民主党・無所属議員団の立場から総括質疑を行います。質問は通告のとおりで、その他はございません。地域で長いこと、長い間活動してまいりました。皆様の声をお聞きし、また私自身が感じてきた課題をこうして質疑できること、本当に感謝をいたしますし、責任も感じているところです。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、令和3年度決算について伺います。会派4番手、全体で12番目ということで、既に各委員からの質疑が続いておりますので、私からは学校施設整備に係る経費についての考え方について伺います。令和3年度はコロナ禍で厳しい財政となることを予想し、当初一般財源の約68億円の減を見込みましたが、蓋を開けてみると872億円、前年度比7.7%増となりました。令和2年度は、コロナによる財政の先行き不透明さから、中野本郷小学校と桃園第二小学校の施設整備の時期を遅らせる決断をしました。基金も十分あったことから、その判断は残念でした。昨年の質疑でも申し上げましたが、子どもたちの教育環境を守るため、学校施設整備は財政状況にできるだけ影響なく進められることが望まれます。施設整備は金額も規模も大きいため、通常、財政負担の平準化と世代間負担の公平化を図るため、起債を活用します。令和3年度は、当初予算では中野東中学校、令和小学校の改築のため59億円の起債を予定していましたが、取りやめています。この理由は何でしょう。教えてください。

- ○森財政課長 令和3年度起債の取りやめにつきましての御質問でございます。歳入状況によりまして、 特別区税や特別交付金、地方消費税交付金など一般財源の充足が見込まれたことから、利子を含めた後年 度を考慮いたしまして、起債を取りやめて一般財源に振り替えたというところでございます。
- ○斉藤委員 ありがとうございます。起債を予定していたとき、それをやめるときの決断の時期はいつになりますか。また、判断のための歳入増、また、そのほかの基準はあるでしょうか。
- ○森財政課長 起債発行の取りやめはどうかという判断につきましては、まず第1回定例会に提案する補 正予算案の編成時期であります1月上旬、この辺りでの一つ判断の時期がございます。もう一つは、起債発

行の最終的な事務手続上の期限となる出納整理期間中の4月の段階、この辺り、ここが判断の時期ということになります。起債発行の取りやめについては、その時々の歳入の見込みの状況ですとか基金の状況、実際に適用される利率等を勘案して判断しているところでございますが、歳入の増については、起債の発行予定額と比較してどのくらい増加するのかといったようなところが判断基準の一つとしているところでございます。

○斉藤委員 歳入の増が起債の予定額を上回るというようなことだと理解いたしました。もう一方、今ちょっと借入れの利率のことをおっしゃっていましたけれども、それについての判断も同じような時期ということでよろしいでしょうか。

○森財政課長 同じような時期でということになります。一般的に民間債、銀行から借り入れる場合のほうが利率が高くて、政府系のところから借りる利率のほうが安いというようなことがございますので、その事業の内容によってどういう利率が適用されるかということも一つの判断になろうかと思います。

○斉藤委員 学校施設の債権の償還期間は20年、借入れ先による借入れ利率もポイントになろうかと思います。小・中学校再編計画、第2次学校施設整備計画に基づく学校施設整備は、平成30年から本格的に始まりました。その平成30年、そしてその翌年、平成元年も起債をしていません。平成30年当時は、起債活用で進めると財政運営に大きく影響を及ぼすとして、起債を活用せずに基金からの繰入れ等で進めていく方針とし、当初より起債は予定しませんでした。さらに翌年、令和元年度は、みなみの小学校、美鳩小学校、中野第一小学校、中野東小学校の整備として起債を予定していましたが、基本的に起債を活用しない方針だったため、もちろん歳入増が見込まれたこともあったんでしょうが、この年度も起債はしませんでした。つまり、この平成30年、令和元年の2年は、もともとの考え方が起債を活用しないというものであったため、昨年度、令和3年度に起債をしなかった判断とは事情が異なるものであったということは確認しておきます。

さて一方で、令和3年度はコロナによる歳入減を見越し、当初、義務教育施設整備基金の積立てができませんでした。続く学校施設整備のため積立ては必要なのではないかと、昨年、決算特別委員会での質疑で申し上げたわけですが、令和2年度の決算剰余金の繰越金で2億6,000万円ではありますが、積み立てられたことは評価します。新たな財政運営の考え方におきまして、基金の積立てについては施設の減価償却費25%、余剰金の義務教育施設整備基金への優先積立てなど、基準を定められたことはよかったと思います。この基準と定められた減価償却費の25%とは、どのような根拠の数字でしょうか。

○森財政課長 新たな財政の運営の考え方で、減価償却費25%相当積立てをしていくということの考え 方でございますが、施設整備に係る事業費の財源といたしましては、国や都の補助金などのほか、基金、起 債の活用をしているというところでございまして、起債については総事業費から国や都の補助金などを控 除した額のおおむね75%に充当できるといったものがございます。減価償却費の相当額の25%を毎年 積み立てしていくという考え方は、耐用年数経過後、起債を75%充当すれば建設当時と同じ経費での施 設更新が可能な財源確保はできているという、そのような考え方から25%ということで考え方を整理し たところでございます。

- ○斉藤委員 といいますと、25%の計算の根拠となる取得原価は幾らで計算していらっしゃることになるんでしょうか。
- ○森財政課長 建設当時の取得価格ということになります。
- ○斉藤委員 ということは、建設当時の取得原価ということは、今よりも物価上昇分を考えると、ちょっと 低くなっていると考えられます。今御説明がありましたけれども、その計算式で改築や改修が可能な額は積まれていくと考えてよいのでしょうか。
- ○森財政課長 今お話がありましたとおり、減価償却費については建設当時の取得価格ベースで計算しているということでございまして、40年ないし50年以前に建設された当時の物価と現在の物価とは当然異なっているということでございます。ですので、当時の建設費と実際に耐用年数経過後、新たに建設をする際、その際の建設費とは乖離が生じることは当然そのように想定しておりまして、積立額だけで十分な額が賄えるかということについては、その点については課題だというふうに認識しております。当然そのことをどう捉えていくかということについては検討が必要だと考えております。
- ○斉藤委員 分かりました。確認させていただきましたが、平成30年から学校施設整備が本格化する中、当初は起債をせずに基金運用での財政計画でした。また、基金の積立て予定額をこれまで幾らに設定して、どのように積んでいくかということについては年度ごとに考えが定まっていなかった。疑問を感じていました。さらに施設整備のスケジュール、平成26年に策定された計画は、令和9年度までにというか、2027年度までに14校改築するという大変なペースだったということも無理を感じていました。令和3年10月に学校施設整備計画が改定されて、整備のスケジュールが見直され、およそ1年に1校の整備となり、また財政負担についても今伺ったように基金と起債のバランスを取りながら、基金の積立てについても考え方を示されたことはよかったと考えます。とはいえ、基金の積立ての基準が今伺ったように物価上昇額などを加味していない減価償却費25%でよいのかという課題は残りました。今後この基準については検討いただきたいと思います。

別な課題から施設整備について伺います。学校再編は、各校を最適な学校規模にするために考えられた はずであったのに、児童数が増加して教室不足となるという事態が起きています。鷺宮小学校と谷戸小学 校においては令和5年の教室不足を見越し、今年度予算にて改築の工事が行われました。一方で、新たに白 桜小学校でも教室不足が発生することが分かったと聞きました。この理由を教えてください。

- ○藤永子ども教育施設課長 白桜小学校につきましては、来年度の学級増に伴う少人数教室の確保が必要でございます。このため今年度、この工事を準備しているところでございます。
- ○斉藤委員 今、必要な対応はされると聞いて、安心はいたしましたけれども、私が聞いているのは必要な 普通教室の数は足りていたけれども、学校側がその普通教室を少人数など他の用途にも使いたかったため、 活用する教室数が足りなくなったというふうに聞いています。それでよろしかったでしょうか。
- ○藤永子ども教育施設課長 そのとおりでございます。

- ○斉藤委員 教室の使い方にはそれぞれの学校の事情があって、そうした情報を共有しないと必要な教室 数の正確な把握ができない場合もあると考えます。これについて学校との連携はいかがだったのでしょう か。
- ○藤永子ども教育施設課長 学校との連携でございます。今後の児童・生徒数の推計を踏まえまして、次年度の学級数増加について学校と日常的にコミュニケーションを取り、実際の学校運営における教室の使い方等を聞き取りまして、対応工事の実施の要否について検討しているところでございます。
- ○斉藤委員 現地を確認するなどして、しっかり対応していただきたいと思います。施設整備には相当額 のお金がかかります。施設改修の計画がきちんと立てられるよう、個々の事情を丁寧に聞き取り、また同時 に学校に対して学区域の人口推計情報の提供などもしてはどうかと考えますけれども、いかがでしょうか。
- ○藤永子ども教育施設課長 学校への人口推計情報の提供でございます。人口推計に係る情報につきましては、学校運営に影響があることから、学校へ情報提供しているというところでございます。
- ○斉藤委員 ありがとうございます。またちょっと別な質問です。中野区では、小・中学校施設の敷地の所有者が区以外である土地があります。施設の権利関係が複雑であることが改築スケジュールに影響することもあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。
- ○藤永子ども教育施設課長 敷地の権利関係による改築スケジュールへの影響についてでございます。小・中学校敷地の中には区有地のほか、都有地や民地が含まれている場合があること。また、学校改築を行う際に境界の確定作業が必要になる場合があるなど、関係者との調整に一定の時間を要することがございます。
- ○斉藤委員 土地の権利関係を把握して、関係者と調整するには時間がかかるだろうということは容易に 推察されます。現在の改築準備手続はどのように進められているのか状況を教えてください。
- ○藤永子ども教育施設課長 改築準備手続についてでございます。区では改築に係る基本計画が始まる数年前から、現況測量の実施や関係者との調整を進めているところでございます。
- ○斉藤委員 基本計画に係る数年前ということは、やっぱりそれなりに時間がかかると予想していらっしゃるということだと思います。そうであるならば、こうした土地の権利関係の調査などは建て替えの数年前と言わず、全区にて計画的に進められてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。
- ○藤永子ども教育施設課長 計画的な改築準備手続についてでございます。中野区立小・中学校施設整備 計画におきまして、区では今後1年ごとに学校改築を予定してございます。毎年1校から2校の新たな測量 とその手続を続けているところでございます。今後1年当たりの調査実施数を増やすなどして、全校調査し ていくことについては検討したいと考えてございます。
- ○斉藤委員 ぜひよろしくお願いいたします。学校施設の整備はこれから20年続いていきます。区にとっては大きな事業になりますので、いろいろな想定をして、事前に調査できることがあれば調査をして、精度の高い計画がつくられることを望みます。

森委員も触れましたけれども、予想できない社会情勢の変化による物価高、また資材不足の影響などもないとも限りません。新たな教育ニーズに対応するための設備が必要となり、整備単価が上がる可能性もあります。さらに改築校と改修校の差がないようなプラスアルファの工夫も必要です。子どもたちや保護者に

とっては、学校施設整備のスケジュールは大きな問題です。将来を見越して基金積立てや繰入れ計画を考え、今後、中野本郷小学校や桃園第二小学校の事案のようなスケジュール変更はないようにしていただきたいと考えます。また、施設整備だけではなく、今後、通学区域の見直しなど柔軟な対応も必要かもしれないということは申し添えておきます。

では次に、地域学校協働活動について伺います。平成16年度に改正された地方教育行政組織及び運営に関する法律により、各学校に学校運営協議会が設置できることとなりました。その後、平成29年度に法律が一部改正され、教育委員会において学校運営協議会の設置が努力義務となりました。この学校運営協議会が置かれた学校をコミュニティ・スクールと呼びます。今年度から中野区においてもコミュニティ・スクールの構築を進めていくことになりました。この理由をお知らせください。

御説明が分かりやすくなるようにちょっとパネルを用意したので、それを見ながら御答弁を皆さん聞いていただければと思います。

- ○濵口学校再編・地域連携担当課長 コミュニティ・スクールの導入の理由でございますが、学校、家庭、 地域が協働し、子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを推進するため、導入するも のでございます。
- ○斉藤委員 結構簡単なので、ちょっと私のほうから概略を話させていただきます。地域全体で子どもをどのように育てていこうかと考えることだなと私は思っています。中野区では、中学校区に一つ運営協議会が置かれます。ここで学校運営の基本方針を承認することになります。そして、この中野区で特徴的なのは、中学校区に一つ置くということです。この校区の小・中学校は全て同じ基本方針を基に教育活動を行うものになります。これが中野区のコミュニティ・スクールの概要になります。
- 9月から明和中学校区をモデル校区として整備し、全校導入に向けての構築を進めるもので、もう一つ中野区として独自な取組としては、この各学校に、中学校もですけど、小学校も各学校に、これはまだ仮称ですけれども、地域学校協働本部というものを置きまして、地域と連携して学校運営をしていくというものが中野区の一つの特徴になります。この中野区コミュニティ・スクールに設置される(仮称)学校運営協議会の参加者とその役割、いま一度御説明をお願いいたします。
- ○濵口学校再編・地域連携担当課長 (仮称)学校運営協議会の委員でございますが、学識経験者、学校管理職、地域住民、保護者、関係機関職員、地域コーディネーター、その他教育委員会が特に必要と認める方を想定してございます。学校運営協議会といたしましては、委員御指摘のとおり9年間を通した学校運営の基本方針の承認、それから教育活動についての熟議、評価、学校支援活動の企画調整といったものを役割としてお願いする予定でございます。
- ○斉藤委員 社会、地域に広く開かれた教育課程の実現ということなのだろうというふうに思います。ちょっと今聞き取れなかったんですけど、メンバーをもう一度御説明いただけますか。
- ○濵口学校再編・地域連携担当課長 想定をしております学校運営協議会の委員につきましては、学校の校長、管理職の方の推薦等を頂いて、教育委員会で承認をするというものでございます。

○斉藤委員 ありがとうございます。というと、今似たもので、各学期ごとに開催されている学校評議員制度とは何が違うのか御説明ください。

○濵口学校再編・地域連携担当課長 学校評議員制度は、学校評議員が校長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べる制度でございます。学校運営協議会は、校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、委員が主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べることができる会議体と考えてございます。 ○斉藤委員 ありがとうございます。評議員は合議制ではなく、学校から報告を受けて意見を申し述べる

〇斉藤会員 ありかどうこさいます。評議員は合議制ではなく、学校から報告を受けて意見を申し述べるもの、この(仮称)学校運営協議会というのは、学校運営に関する方針を承認するものですから、明らかに役割が異なります。また、今後検討されていくと思うんですけども、一応文部科学省のほうでは教職員の任用についての意見も述べることができるというふうにされています。

もう一つ似た会議体があります。コロナにより2年間実施できていなかった校区が多いのですけれども、 中学校単位で地区懇談会というものが実施されています。これはどのようなものでしょうか。

○細野育成活動推進課長 地区懇談会についてお答えいたします。各中学校区内の子どもや家庭をめぐる 地域の課題や、家庭、地域、学校の連携に関する課題の解決に向けて協議をし、地域活動を促進するととも に連携を強化することを目的に設置された懇談会でございます。主な構成メンバーは、小・中学校長、PT Aの関係者、青少年地区委員会、町会、子ども会、民生児童委員、保育園・幼稚園等の関係機関、育成団 体、次世代育成委員でございます。

○斉藤委員 今お話があったように構成メンバーは重なる方も多い。とはいえ、学校運営協議会は学校の教育について扱う場、この地区懇談会は広く地区の子育て、広く子どもたちに関係する地域、家庭、学校の連携について協議する場ということで目的が違っているということが分かります。その目的も規模も異なったものであるということを今確認させてください。

中野区では、今説明されたように中学校区で(仮称)学校運営協議会を置くとしています。そこについて、その理由を教えてください。

○濵口学校再編・地域連携担当課長 中野区では学びの連続性を重視した教育を展開していることから、 これまでの区立小・中学校における9年間を見通した学校間の連携を生かすため、中学校区単位に(仮称) 学校運営協議会を設置することとしたものでございます。

○斉藤委員 保・幼・小・中連携、学びの連続性、そしてもう一つ、今、育成のほうから御説明があった地区懇談会が中学校区で行われているという、そういう単位がもともと中野区にあったということもなじみやすい区域だったと思います。中野区コミュニティ・スクールが効果あるものとして構築できるかどうかの一つのポイントが、私はここの中学校区において小・中連携がスムーズにいくかが挙げられるというふうに思います。学校運営協議会での協議の充実もさることながら、教育活動における学びの連続性、小・中連携の充実が特に求められると思います。先行する三鷹市でも小・中連携校が設置されていますが、互いのカリキュラムまで踏み込んだ連携があってこその小・中連携であるとレポートされていました。先週20日にオープンキャンパスとして小学生が中学校を訪問して、授業を体験するなどということが行われました。こうしたことも大事ですけれども、もう一歩踏み込んで、両校の教員がもっと交流を深めること、例えば中学校

- の先生方が小学校の授業を参観する、またその逆。そういうことも行っていただきたいと思いますが、各中 学校区での連携体制の充実についてお考えをお知らせください。
- ○齊藤指導室長 小・中連携教育につきましては、令和2年度から保・幼・小・中連携教育として、各中学校区で一層の連携と取組の充実を図ってきております。15年間の学びの連続性に着目した各中学校区における保・幼・小・中のカリキュラムについての連携を推進しております。また、校種間の乗入れ指導についても充実してきております。
- ○斉藤委員 ちょっと私の経験なんですけれども、私が学校で講師を務めていた間、中学校の先生が小学校の授業を見に来たというケースはありませんでした。ぜひそういう時間を取っていただきたいというふうに、思います。
- 中野区コミュニティ・スクールにおいて、一つ目の特徴が中学校区である。そしてもう一つの特徴が、 (仮称)地域学校協働本部を設置し、(仮称)学校運営協議会と一体的に整備をするという点です。これに ついてもう一言御説明をお願いします。
- ○濵口学校再編・地域連携担当課長 (仮称) 地域学校協働活動と(仮称) 学校運営協議会の一体的な整備でございますが、学校運営協議会は学校運営の課題等を協議する場であり、その課題解決のために学校支援を行う活動が地域学校協働活動であることから、双方向の連携協働が重要と考え、一体的に整備推進していくことといたしました。
- ○斉藤委員 今までも地域とともにある学校づくりということで、学校支援ボランティア制度がございます。これは(仮称)地域学校協働本部を設置した地域学校協働活動と異なるのでしょうか。
- ○濵口学校再編・地域連携担当課長 区立小・中学校において、学校支援ボランティア制度により学校行事の支援、子どもたちの見守りなど、地域、保護者等から協力、御支援を頂いている状況にございます。今後はコミュニティ・スクールを導入することによりまして、家庭、地域、学校の3者がさらに連携協力し、学校支援体制を組織的、継続的なものとしていきたいと考えているところでございます。
- ○斉藤委員 ということは、今までの学校支援ボランティア制度と異なるものではなく、発展させたものというふうに考えてよろしいでしょうか。
- ○濵口学校再編・地域連携担当課長 委員御指摘のとおりでございます。
- ○斉藤委員 つまり、この活動は中野区コミュニティ・スクールを進めていくに当たってのもう一つの肝になるということは先ほど申し上げたとおりでございますが、そこで教育活動を進め、その肝となるのはやはり地域コーディネーターの役割が大きいと思います。その方は教育活動を進めるに当たって様々なアイデアを出したり、地域から必要な人材を見つけてきたりといった役割を果たすのだと思いますが、どのような方が務めるのでしょうか。この方は有償なのでしょうか。
- ○濵口学校再編・地域連携担当課長 地域コーディネーターは、その役割が学校支援ボランティアの調整、 地域人材の活用、様々な企画を学校と一緒に考えていくなどの役割がございます。こうした学校の教育活動にも理解があり、地域活動にも明るく、地域の方々をよく御存じで、学校と地域をつなげることができる

方が望ましいというふうに考えてございます。地域コーディネーターの方につきましては、有償での活動ということを考えてございます。

○斉藤委員 今、私たちが皆で確認しなければいけないのは、この中野区コミュニティ・スクール導入の理由は、教育効果を高めるものになるべきだということです。このモデル校が設置された明和中学校区では、今多くの関係者が具体的な説明を求めています。鷺宮小学校、西中野小学校、美鳩小学校、啓明小学校が関連の校区の小学校となります。もう少し検討が進んでからモデル校を進めてほしかったというふうに個人的には思いますが、地域が期待を持って、地域とともにある学校づくりを進めていけるように、継続しての町会等、広い地域での丁寧な説明を進めていかれたいと考えますが、いかがでしょうか。

○濵口学校再編・地域連携担当課長 コミュニティ・スクールの概要やモデル校の選定につきましては、町会、PTAなど地域の方々に説明をしてきたところでございます。コミュニティ・スクールは、地域、保護者、学校の3者が協働によりまして推進していく取組で、地域、保護者の理解協力は不可欠であることから、今後も丁寧に説明を行うとともに、モデル校の活動についても学校と調整をしながら情報発信してまいりたいと考えてございます。

○斉藤委員 ぜひこのモデル校での検証もしっかりやって、効果がある、よき中野区コミュニティ・スクールが進められるように望みます。

もう一つ確認しておかなければならないのは、次世代育成委員についてです。次世代育成委員は区長により委嘱される特別職の非常勤職員で、中学校区ごとに置かれており、現在定員は28人。学校の支援をし、児童館や青少年育成地区委員会などで地域の子育て支援活動をし、子育てに困っている御家庭やお子さんを適切に支援につなげたりするような活動をしています。具体的には学校支援ボランティア制度のコーディネーター役をしたり、先ほどの地区懇談会の企画運営をしています。これまで次世代育成委員が務めていた、今お話があった学校支援ボランティアの地域コーディネーター役は、中野区コミュニティスクールにおいてはどうなるのでしょうか。

- ○細野育成活動推進課長 地域コーディネーター役の今後についてお答えいたします。現時点では、これまでどおり次世代育成委員の役割は変更しない想定でございます。今後、モデル校での実施結果を踏まえまして、どのような形にしていくかは検討してまいりたいというふうに考えてございます。
- ○斉藤委員 モデル校におきまして、次世代育成委員は地域コーディネーターを務めることもできるので しょうか。ちょっと確認させてください。
- ○細野育成活動推進課長 次世代育成委員さんの役割を変更しない想定なので、そういったことも可能というふうに考えております。
- ○斉藤委員 分かりました。全ていろいろ検討中ということなので、しっかり進めていただきたいと思います。学校再編はいよいよ終了となりますが、それなのに次世代育成委員の配置は再編による見直しがしっかりとされていません。もし中野区コミュニティ・スクールにて地域コーディネーターが各校に別途配置されれば、次世代育成委員さんが務めるのかどうか分かりませんけれども、別途配置されれば、その方々のほうが学校には近い存在になってしまいます。次世代育成委員が各学校と地域、家庭等をよりよく支援するた

めに、現在定員は中学校区ごとに置かれていて、区内28人ですが、1人増やして1校に1人の配置とした ほうが分かりやすいだろうというふうに考えます。これは今お答えできないと思いますので、どこかのタイ ミングで御検討いただきたいと思います。

といいますのは、現在ちょうど次世代育成委員は第6期の委嘱の推薦が始まっている状況にあります。 次世代育成委員がスムーズに<u>ロ学校運営協議会制度</u>の中で活動ができるよう、次世代育成委員の活動については配置も含め配慮をしつつ、整理をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

- ○細野育成活動推進課長 今後の次世代育成委員の活動についてでございますが、これまでの次世代育成 委員の活動に配慮しつつ、より活動が円滑に行えるように配置についても今後検討してまいりたいという ふうに考えてございます。
- ○斉藤委員 ぜひよろしくお願いをいたします。

では、ちょっと下げまして、さらに地域で学校や児童館と連携しつつ、公的な次世代育成活動を行っているのが青少年育成地区委員会で、各区民活動センター管轄地域ごとに活動しておりまして、15の委員会があり、育成に関連する町会、自治体、育成団体、PTAなどの団体から推薦された委員で構成される協議体です。現在、青少年育成地区委員会へは、区はどのような支援をしているのか伺います。

- ○細野育成活動推進課長 地区委員会への支援でございますが、区としては全体会や研修会の実施をはじめとした側面的な支援と、啓発活動に係る経費を助成する経済的支援を行うとともに、公益活動助成金の仕組みの中で地区委員会における活動の経費の助成を行っているところでございます。
- ○斉藤委員 今年度予算において、コロナ禍、町会や高齢者団体には地域活動の再開、活性化支援として助成金が出ましたが、育成関連には何もありませんでした。多くの地区委員会がコロナ禍で工夫して、わずかでも活動しようと試み、トライし、また分担金は頂きにくくなり、資金も枯渇したという苦労をしました。公的な活動をしているのは同じです。何らかの支援の検討があってもよかったのではないかと考えますが、いかがでしょうか。
- ○細野育成活動推進課長 コロナ禍における地区委員会の支援でございますが、現在、地域住民の自主的 団体として位置付けられている青少年地区委員会については、団体の自主的な活動を損なわないよう側面 的な支援を行ってきたところであり、直接的な助成は行ってこなかったところでございます。今後は他の団 体への助成制度の内容も参考にしながら、様々な支援策について検討してまいりたいというふうに考えて ございます。
- ○斉藤委員 では、支援の仕方について次に考えたいと思います。この質疑をするに当たって、全委員会の 広報紙を集め、また多くの総会資料を拝見し、各委員会の方々に、区内の青少年育成地区委員会の方々に お話を伺いました。コロナの影響があり、活動に制限がある中、各委員会は本当にどのように活動するのか 苦労をなさっていました。そこで聞いた意見の一つとして、委員会の存在をさらに周知したいとのお話があ りました。活動の輪をもっと広げられるとよいと考えます。区報などを活用して、地区委員会の活動を広く 広報してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○細野育成活動推進課長 現在、広報紙の発行など啓発活動に対して助成を行っているところでございますが、今後について青少年地区委員会の活動を広く区民に知っていただく必要はあるというふうに考えておりますので、その方法について検討していきたいというふうに考えてございます。

○斉藤委員 ぜひいろいろ検討していただければと思います。地区委員会の運営資金は主に団体からの分担金と、先ほど御紹介がありました区からの助成金になります。今お話があったように多くの地区委員会は公益活動助成金を活用しています。私は以前、地区委員会の会計担当だったこともあり、この助成金については本当に苦労しました。必要経費の3分の2の金額しか助成がされないため、残り3分の1の金額をどこから捻出するのか、本当に大変無理なことがありまして苦労いたしました。今、地区委員会からこの助成金活用について何か課題をお聞きになっているのかどうか伺います。

○池内区民活動推進担当課長 お答えいたします。例年多くの青少年育成地区委員会から助成金の申請を 受けております。活発な地域活動が行われていることを把握してございます。青少年育成地区委員会代表 者会からは、申請書類の簡略化、助成金の交付率の引上げなどの意見が上がっているのは把握していると ころでございます。

○斉藤委員 いろいろな課題を今聞いていらっしゃるということを御紹介いただきましたけれども、これは地区委員会だけの課題ではなく、公益活動助成金を活用している全ての団体に共通する意見ではないかと思います。この制度は平成19年からスタートし、もともとたくさんある助成金を整理し、一本化することが目的だったと聞いていますが、なかなか使いにくい部分もあり、今既にその気配はありますけれども、再び助成金が乱立するような状況になるのではないかと危惧をしております。公益活動助成金の制度については必要な改善を図るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○池内区民活動推進担当課長 助成制度の有効的な活用により地域公益活動が活発になるよう、利用団体からの意見も踏まえ、活用しやすい制度の改善を図っていきたいと考えております。

○斉藤委員 先ほど間委員からも質疑をさせていただきましたけれども、この助成金に関してはまた別途 しっかりと取り組ませていただこうと思います。

地区委員会は行政の組織ではありませんけれども、地域における公共的な健全育成活動を行っており、 恐らく地域学校協働活動における学校の大切なプレーヤーにもなるのではないかと思います。区として必要な活動のサポートはぜひ行ってほしいと要望します。

次に、部活動の地域移行について伺います。スポーツ庁は、令和5年度から2年間を改革集中期間として、この期間に部活動の地域移行を進める方針を出しました。現在の区の検討状況について教えてください。

○齊藤指導室長 現在、中学校 9 校には、運動部が 7 3 部、文化部が 4 5 部あり、各部に 2 名程度の教員が顧問になっております。生徒への指導にやりがいを感じている教員も多い一方で、勤務時間外の指導時間が長くなっている現状がございます。教員の負担を軽減するため、部活動指導員を現在、各中学校に 2 名まで、年間で延べ 1 9 2 日配置できるようになっております。併せて区費の外部指導員も活用できるようになっております。また、部活動の地域移行に向けてスポーツ振興課と連携し、学校管理職や教職員、指導主事

で検討委員会を立ち上げ、中野区としての部活動の地域移行の在り方や対応方針について協議をスタートしているところでございます。

○斉藤委員 この取組は、教員の働き方改革も目的の一つですけれども、今お話、御紹介がありましたように、引き続き部活の教育目的を大事に思って、指導を続けたいという教員がいらっしゃるということもあるのだとは思います。

杉並区では早くからモデル事業を行っておりまして、事業者へ指導を委託して、既に平日も支援員が指導しています。一方で、部活が地域移行すると一定の費用負担が生じることも考えられます。費用負担の財源確保として、稲城市では企業版ふるさと納税の活用も考えられたりしているようです。クリアしなければならない課題は山積みであります。検討に当たっては、地域の協力団体、今お話、検討委員会を立ち上げられたと御紹介がありましたけれども、学校区、そして家庭と子どもたちにも意見を出し合い、方針を決めていくプロセスが大事だと考えますが、検討のスケジュールについて教えてください。

○齊藤指導室長 国で定められている令和7年度末までに休日の部活動を地域に移行し、教員が指導に関わる必要がない環境を構築できるよう、検討委員会で中野区に合った部活動の在り方について検討を進めてまいります。その中で移行スケジュールについても検討してまいります。部活動の地域移行を実施していく際には、生徒、保護者、地域の理解を得ながら進めてまいります。

○斉藤委員 何度も出てきますけれども、地域とともにある学校をしっかりと進めていかれればと思います。

では次に、社会教育施策について伺います。生涯学習について伺います。教育基本法第3条に生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とあります。生涯学習は、すなわち、学校教育、社会教育、そのほか、文化活動、スポーツ、趣味の活動など、様々な場や機会において生涯に行うあらゆる学習のことで、このうち、行政は、税金を使って組織的に学校教育、社会教育を進めていくことになります。現在の中野区の生涯学習の取組を教えてください。

○矢澤文化国際交流担当課長 お答えいたします。まず、区民部が実施している主な生涯学習事業につきましては、障害のある方に対する社会教育訪問学級、生涯学習事業の情報を掲載した冊子である「生涯学習&スポーツガイドブック」の発行、生涯学習情報誌「ないせす」の編集発行などがございます。また、東京工芸大学公開講座など、大学との共催による公開講座も実施しているところでございます。

○池内区民活動推進担当課長 地域支えあい推進部が実施している生涯学習事業は、なかの生涯学習大学の実施でございます。

○斉藤委員 中野区では、社会教育は、図書館以外は教育委員会から区に補助執行されています。組織上はどこにも生涯学習、社会教育を担当する課や係はありません。ここになかの生涯学習大学のパンフレットがあります。主催は、ここに中野区と教育委員会と書かれてありますが、これは教育委員会が支えあい推進

部に補助執行している社会教育事業となります。中野区が昭和48年から実施しておりまして、令和3年度の主な取組で見直しの対象事業となり、これは陳情が出され、昨年度の大きなトピックでもありました。

この学びの講座ともう一つ、地域で活動するというハイブリッド型の生涯学習大学、大変生涯学習の在り方としては先駆的な取組だったのだと思います。だからこそ内外評価が高かったこの事業だと思います。現在、なかの生涯学習大学については、在校生や卒業生ほか、学識経験者をメンバーに加えて、運営についての検討を進めると報告されています。参加される方々が仲間と生き生きと楽しんで学ぶ場となり、主体性を持って地域で活躍するきっかけにもなるように区として取り組んでいかれたいと思います。

中野区が決して社会教育に取り組んでいないわけではない。それは今、御紹介があったとおりでございますけれども、23区で組織上、担当部署が見えないのは中野区だけです。この問題を取り上げるのは何回目かになりますが、生涯にわたる学びの環境を充実させる社会教育の担当部署について、昨年度の総括質疑で質問したときの答弁は、今後の社会教育施策の展開に向けましては、生涯にわたり学び続けることのできる環境を整備することが必要だと認識しております。学校教育とも連携、連動し、社会教育を効果的に推進していくための組織体制について今後検討してまいりたいと考えていますとのことでした。その後の検討状況はいかがでしょうかお伺いします。

○吉沢職員課長 改定後の新しい中野区教育大綱と、それを踏まえました社会教育の在り方に沿って、今後、具体的な事業の方向性が見えてきた後、必要に応じて組織的な対応を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○斉藤委員 今いろいろ動いている時期ですので、ぜひその今の皆様方の答弁を胸に留めて、検討してい ただければと思います。

また、社会教育と学校についてですけれども、こちらも同じ質問をいたしました。中野区の社会教育で学んだ方々が世代を超えて学校で共に学び合い、学校教育活動に参加する取組の検討は意義のあることだと考えます。これから20学校運営協議会制度が地域学校協働活動と一体的に構築されていくわけです。社会教育の取組と学校との連携はかなめになっていきます。ぜひとも連携の仕組みを考えていただきたい。社会教育で学んだ方々が学校教育の場で活動していただけるよう検討を進められたいと考えますが、いかがでしょうか。

○濵口学校再編・地域連携担当課長 地域の方々が持つ経験や技術、社会教育で得た知識や学んだことを 学校支援の活動に生かしていただけるのであれば、学校支援のより充実が図れるとともに、地域とともにあ る学校づくりの推進にもつながると考えてございます。

○斉藤委員 今までお話ししてきたとおり、していただければじゃなくて、していただくことがこのコミュニティ・スクールの成功、よき形に結びつくのではないかと私は思います。ぜひこちらについてはしっかりと体制づくりを構築していただきたいと思います。

7月29日の中野区総合教育会議では、中野区教育大綱に盛り込むべき内容について検討がされました。 方針2にて、誰もが自分らしく学べる教育を推進するの方向性に、学校教育及び社会教育、個性を生かした 教育の推進等と書かれています。大切な方向性です。これからの検討に期待をいたします。 では次、最後になりますが、誰もが安心して暮らせるまちづくりについて。犯罪や非行のない安全で明る く住みやすいまちであるために、今の中野区の犯罪予防と犯罪被害者支援の取組について伺います。中野 区の令和3年度刑法犯認知件数は何件で、どのような犯罪が多かったのでしょうか。

○中谷福祉推進課長 中野区における令和3年度の刑法犯の認知件数は1,843件で、そのうち空き巣や 万引き、自転車などの窃盗が883件で全体の約48%となっており、最も多く発生してございます。その ほか、暴行や傷害、脅迫などの粗暴犯が152件、特殊詐欺が87件でありました。

○斉藤委員 窃盗が一番多いと今御報告いただきました。盗みというのはゲートウェイ犯罪とも呼ばれ、 最初はあまり考えずに物を取る行為を繰り返していくうちに感覚がおかしくなってしまい、その後重い罪 を犯すようになってしまう犯罪の入り口だというふうに言われているそうです。商品をきれいに並べると か、街角からごみの不用物をなくすなど、犯罪が発生しにくい環境づくりに取り組むことが必要です。

傷害事件も多いようですが、今御紹介がありました特殊詐欺について伺います。特殊詐欺は今大きな社会問題となっておりますけれども、この特殊詐欺防止のために中野区が取り組んでいることがあったら教えてください。

○阿部生活・交通安全担当課長 区では、平成29年度から特殊詐欺対策に効果がある自動通話録音機を 区内在住のおおむね65歳以上の方に無償で貸与する事業を開始し、これまでに3,000台以上を区民へ 貸与しており、区民からは迷惑電話が一切なくなって安心したなどの感謝の意見を数多く頂いております。 また、区民活動センターにおいて防犯パトロール団体等を対象とした団体交流会を開催し、中野・野方両警 察署の防犯係員を招いて特殊詐欺等の防犯講話を実施したほか、警察署と合同での街頭キャンペーンを実 施するなど、特殊詐欺の被害防止に向けた連携を強化しております。

○斉藤委員 ありがとうございます。本当に老後の資金を大事にしていた方々がお金を取られてしまう大変な事件だと思います。この特殊詐欺で被害者がだまし取られてしまうお金はどこに行くのでしょう。以前受け子をした若者に、君が渡したお金は誰が使ったと思うかと聞く機会がありました。海外旅行に行くのに使うのかなという答えで驚きました。お金は反社会的な活動に使われることが多い。社会全体でこのお金の行き先についても考える機会があるとよいのかなというふうに思います。

様々な犯罪があります。被害を受けた方に対して相談窓口が準備されています。多くの被害者は、思いもかけずに犯罪に巻き込まれ、財産や時には命が奪われてしまいます。全ての被害者の方に必要な相談の場や寄り添った支援がないとなりません。それは被害者当人だけではなく、家族に対しても同じです。中野区では令和2年に犯罪被害者等支援条例が策定されています。それ以前から区では支援に取り組んでいましたけれども、現在の支援の状況はいかがでしょうか。

○中谷福祉推進課長 犯罪被害者等相談支援の新規相談者の数は、令和元年度が22人、令和2年度が27人、令和3年度が29人で、3年間の合計では78人となってございます。この新規相談者の3年間の合計人数を犯罪の類型別に見ると、殺人、傷害、強盗などの被害者が23人、性犯罪の被害者が9人、交通事故の被害者が5人、虐待やDV、ストーカーの被害者が7人、詐欺などの被害者が6人、そのほかが28人となってございます。相談支援は中長期的に継続して行っていくことが多いので、相談支援などの延べ件数

としましては、令和元年度が366件、令和2年度が403件、令和3年度が411件となってございます。

○斉藤委員 だんだんと相談される方の支援が充実されていくことを望んでおりますけれども、詐欺に関しての相談、もう少し上がったらどうかなというふうに思います。詐欺に遭われた方は自分を責めたり、時には家族にも責められ、行き場がないことが多く、課題です。殺人や性暴力、また傷害の相談も多かったようですけれども、それだけではなくて、詐欺被害でも相談してもよいというような周知を広めてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中谷福祉推進課長 犯罪などの被害に遭われた方が必要な支援を着実に受けられるように、区のホームページなどを通じた広報や制度の普及啓発のためのイベントを行うほか、警察などの関係機関から相談支援の窓口を案内してもらうことなどによって周知を行ってきたところでございます。特殊詐欺の被害に遭われた方も含めて、支援を必要とする方に必要な情報が分かりやすく伝わるように今後も幅広く周知を行っていきたいと考えてございます。

○斉藤委員 現在、犯罪被害者相談を受ける常勤の保健師の配置がないというふうに聞いています。常勤 職員配置は後任の職員に相談スキルを伝えていくことでもあります。こちらについての体制強化を望みま すけれども、いかがでしょうか。

○中谷福祉推進課長 性犯罪の被害者への対応や、被害者の精神状態に配慮した心のケアなども適切に行っていくことができるように、現在、会計年度任用職員の保健師を1名配置して対応しているところでございます。今後の相談件数や専門性が要求される相談内容に対しても十分な支援を維持継続していくことができるように、将来的には常勤の保健師の配置も視野に入れた人員体制の強化を検討していく必要があるというふうに考えてございます。

○斉藤委員 犯罪被害者支援においては、そこに加害者がいることを忘れてはならず、二度と同じ犯罪が起こらないようにしないとなりません。平成16年から見ると、初犯者数は半数以下になりましたけれども、一方で、令和2年の再犯者率は49.1%と高くなっています。中野区では再犯防止推進計画が東京都で3番目と早期に策定されており、またこちら、地域包括ケアの考え方が示されているのが特徴的です。更生保護活動において地域での立ち直りを目指すために地域で連携していくことや、保護司が地域資源の情報を共有できることがよいかと思いますけれども、現在の取組状況を御紹介ください。

○池内区民活動推進担当課長 中野区再犯防止計画で掲げられております、地域で安定した生活を営む、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らす、全ての子どもたちが安心・安全な環境で成長する、支援を必要とする人を孤立させることなく地域で立ち直りを支えるの四つの重点課題に取り組むため、関係機関等と必要な調整や連携を図って進めているところでございます。地域で更生保護活動を行う保護司には、令和4年度よりすこやか地域ケア会議にオブザーバーとして参加していただき、地域包括ケア体制の中で顔の見える関係づくりを構築するなど、地域資源の共有を促進しているところでございます。

○斉藤委員 更生保護活動においては、犯罪被害者の存在を忘れてはなりません。被害者理解の取組についても研究を進めてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○池内区民活動推進担当課長 区は、地域包括ケア体制において、生きづらさを抱える人たち全てが地域 社会で孤立することなく、必要な支援サービスの提供等を受けながら安心して住み続けられる地域づくり を目指しているところでございます。再犯防止を推進する上で、生きづらさを抱える人の中に被害者の存在 も忘れることなく、被害者理解の取組についても研究してまいりたいと考えております。

○斉藤委員 ぜひ御検討をお願いいたします。

最後になりますけれども、子どもを性暴力から防ぐことについて伺います。昨今、子どもへの性暴力事件に関する報道が続いています。こうした報道を耳にするのはとてもつらいことです。加害者は身近にいる指導的立場の者や、保育士が関わるケースが多くあります。性暴力は魂の殺人とも言われるほど一生残る傷を残します。決して許されるものではありません。

まず一つ目、性暴力が起こらないようにする取組、二つ目、被害の早期の気づき、三つ目、被害に遭って しまった場合の適切なケアという3点をセットで考えるべきです。全ての大人は、子どもたちをどのように して守るのか学ぶ必要があります。

本年4月に、教育職員等による児童・生徒性暴力等の防止等に関する法律が施行されました。教職員等による児童・生徒への性暴力は、以前は犯罪にならなかった行為についても性暴力として法律違反になるなど厳しい内容になりました。現在の学校での性暴力防止の取組について伺います。

- ○齊藤指導室長 性犯罪、性暴力の防止に向けては、学校では性教育の視点と安全教育の視点の両面から、加害者も被害者も生まない教育を進めてまいりました。また、今年度は教育職員等による児童・生徒性暴力等の防止等に関する法律が施行されたことを受け、各学校においては校長や養護教諭から児童・生徒へ性暴力は許されないこと、困ったことがあればすぐに相談することを趣旨とした講話を行った上で、児童・生徒向けの手紙、保護者宛て通知を配布しております。
- ○斉藤委員 区立幼稚園での対応はいかがでしょうか。
- ○齊藤指導室長 幼稚園の性に関する教育につきましては、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を 発達段階に応じて身につけていくことを狙いとして行っております。プライベートゾーンなどの指導につき ましては、水遊びの時期等に行っております。
- ○斉藤委員 その他、幼児施設への指導を含めた対応の状況はいかがでしょうか。
- ○渡邊保育園・幼稚園課長 保育所保育指針には、子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うための職員一人ひとりの倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となると示されております。中野区の保育の質ガイドラインにおきましても、子どもの権利や保育者等の保育の資質向上の取組の項目に、一人ひとりの子どもを尊重して保育に当たることを示しております。また、毎年、子どもの権利研修を実施し、学びを深めているところでございます。さらに私立保育園、区立保育園の看護師で構成する保健衛生研究会では、プライベートゾーン・性教育のグループ討議を行い、子どもの健康教育の取組の中で性に関わる教育についても進めております。

○斉藤委員 今回時間の関係で触れませんけれども、本当に包括的な性教育も必要ですけれども、継続しての取組をお願いします。子どもへの性暴力は許さない。全ての人がその思いを持ち、取り組んでいきたいものです。

以上で私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○ひやま委員長 以上で斉藤ゆり委員の質疑を終了します。